八千代市工事請負等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請 負、工事材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託、物品の 調達及び清掃等の業務委託(以下「工事請負等」という。)の競争 入札に参加することができる者の資格について合理的な審査の基準 を設けることを目的とする。

(入札参加資格審査申請)

- 第2条 市長は、工事請負等の競争入札に参加を希望する者(以下「 入札参加希望業者」という。)に対し、期間を定め、競争入札参加 資格審査申請書(以下「申請書」という。)に審査に必要と認める 書類を添付させ、提出させるものとする。
- 2 前項の期日後においても、市長が特に必要があると認めた場合に おいては申請書を受理することができるものとする。

(資格審査)

第3条 入札参加資格の審査は、適格審査と等級格付のための能力審査(以下

「施行能力の審査」という。)の二つの方法により行うものとする。 ただし、

市が指定する建設工事以外については、適格審査のみとする。

(適格審査)

第4条 市長は、全ての入札参加希望業者について申請書及びその添付書類等 に基づき、入札参加業者としての適格性を審査するものとする。

(不適格者)

- 第5条 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者 は不適格 とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は不適格とすることができる。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者。
 - ② 経営状況が著しく不健全であることが認められる者。

(3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する職種にあっては、

当該許認可又は登録を受けていない者。

(施行能力の審査)

第6条 施行能力の審査は、市長が別に定める日を審査基準日(以下「基準日」という。)として、客観的事項審査に係る客観点数及び主観的事項審査に係る主観点数の合計により行うものとする。ただし、随時登録の業者は、申請書提出日を基準日として、客観的事項を審査し、主観的事項を審査から除外する。

(客観的事項審査)

第7条 客観的事項審査は、建設業法(昭和24年法律第100号) 第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく、総合評 定値(P)の数値を客観点数とする

(主観的事項審査)

第8条 主観的事項審査は、次に掲げる評価項目によるものとし、評価点数の 合計数値を主観点数とする。

2 工事成績は、審査基準日の属する年度の前2カ年度に引渡しを受けた設計金額130万円を超える建設工事について、業種ごとに算出した成績評定点の平均点を基にし、次のとおり対応する点数を評価点数とする。

平均	点	8	0 点以上	評価点数+40点
7 5	点以上	8	0 点未満	+ 3 0 点
7 0	点以上	7	5 点未満	+ 2 0 点
6 5	点以上	7	0 点未満	+ 1 0 点
6 0	点以上	6	5 点未満	0 点
5 5	点以上	6	0 点未満	- 1 0 点
5 0	点以上	5	5 点未満	- 2 0 点
		5	0 点未満	- 3 0 点

3 基準日現在で、本市と災害時における協力協定を締結している者又は団体に加入している者に対して、全ての業種で評価点数を20点を加

算する。

(等級格付)

- 第9条 第4条の規定に基づく適格審査により適格と認められた業者 については、総合点数 (客観点数+主観点数) に基づき、工事の種 類ごとに、別表1により等級の格付を行うものとする。
- 2 等級の格付の有効期間は第12条第2項に規定する資格者名簿の 有効期間とする。

(建設工事の等級別発注基準)

第10条 建設工事における各等級別の発注基準額は、別表2のとおりとする。

(発注基準に対する特例)

- 第11条 次の各号に掲げる建設工事については、特に必要と認め た場合は、前条別表2の基準によらないことができる。
 - (1) 特殊な機械及び技術を必要とする建設工事
- (2) 難易度の高い技術力又は高い施工管理能力を必要とする建設工事
 - (3) 災害時における応急復旧工事
 - (4) 主として請負った工事と密接な関連のある建設工事
 - (5) 試験のため施工する建設工事
 - (6) 等級格付の例外に該当する建設工事
 - (7) その他市長が特に必要と認める建設工事

(資格者名簿)

- 第12条 本基準により入札参加業者として適格と認めた者については、八千代市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載するものとする。
- 2 資格者名簿の有効期間は、登載の日から新たな資格者名簿が作成されるまでの期間とする。

別表 1

建設工事	土木一式	舗装	建築一式	管	電気	造園
A	800点以上	800点以上	800点以上	800点以上	800点以上	750点以上
В	800点未満 700点以上	800点未満 700点以上	800点未満 700点以上	800点未満 700点以上	800点未満 700点以上	750点未満 650点以上
С	700点未満 600点以上	700点未満 600点以上	700点未満 600点以上	700点未満 600点以上	700点未満 600点以上	650点未満 550点以上
D	600点未満	600点未満	600点未満	600点未満	600点未満	550点未満

別表 2

建設工事等級	土木一式	舗装	建築一式	管	電気	造 園
A	500万円以上 上限なし			130万円超	上限なし	
В	130万円超 1億5,000万円未満			130万円超 5,000万円未満		
С	130万円超	5,000	万円未満	130万円超	2,500万	7 円 未 満
D	130万円超	1,000	万円未満	130万円超	500	万円未満

附 則

この基準は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年7月1日から施行する。 附 則

- この基準は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成20年6月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年6月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。